

令和5年度（2023年度）道央・岩見沢地方医療安全推進協議会 議事録

日時 令和6年（2024年）3月1日（金）18時30分～19時20分

場所 空知総合振興局5階第2会議室

出席者 委員：石塚会長、白井委員、古川委員、伊在井委員、高田委員

事務局：福島技監、菅野課長、石川係長、栗原指導専門員、須藤専門員、
澤木主事、宗万主査（深川保健所）、佐々木主査（滝川保健所）、
岡田係長（江別保健所）、水岡係長（千歳保健所）、
村津専門員（倶知安保健所）、三島主査（岩内保健所）

議題

- (1) 会長選任
- (2) 北海道医療安全支援センター事業概要について
- (3) 道央・岩見沢センターにおける相談対応実績について
- (4) 医療相談事例の検討
- (5) その他

議事

- (1) 会長選任

委員の互選により、石塚委員が会長に選任された。

- (2,3) 北海道医療安全支援センター事業概要について及び道央・岩見沢センターにおける相談対応実績について

ア 事務局から資料1「北海道医療安全支援センター事業概要（令和3年度版）及び令和5年度道央・岩見沢地方医療安全支援センターにおける相談対応実績」により説明（栗原指導専門員）

イ 質疑応答（無）

- (4) 医療相談事例の検討

ア 事務局から資料2「道央・岩見沢地方医療安全支援センターにおける医療相談事例」により事例ごとに説明（石川係長ほか）があり、質疑応答を行った。

○ 相談事例1 診療を拒否された（岩見沢保健所）

質疑応答（有）

委員）患者さんには丁寧にできる限りした方がいいと思いますけど、今（コロナやインフルエンザが）だいぶ落ち着いてきてはいるので、その間にどうしたらいいかという、対応をしっかりとっておいた方がいいと思います。これからまた違う感染症が出るかも知れないです。

○ 相談事例2 歯科助手が歯科衛生士の業務を行っている（岩見沢保健所）

質疑応答（有）

委員）歯科医療のスタッフには、歯科衛生士と歯科助手がいます。歯科衛生士は国家資格を持っているんです。業務内容として簡単に言うと、歯科衛生士ができるのは口の中を触れるかどうかということで分けられています。

委員）そういったこともありますので、注意した方がいいということで

すね。

○ 相談事例 3 院外処方箋への検査値の記載について（江別保健所）

質疑応答（有）

委員）嫌な人とはとにかく（検査値の部分）切って持ってきていただければこういう問題にはならないので、病院でそこら辺をきっちり説明していただければこんな問題にならなかったと思います。

委員）一応今の段階ではこの辺は注意した方がいいかと思います。

○ 相談事例 4 手術の際の同意書の内容について（滝川保健所）

質疑応答（有）

委員）高確率まではいかないのですが、欠けたりとか抜けたりとかの例が往々にあると思います。

委員）同意書には書いてあるので仕方ないかと思いますが、書いてなければ問題あると思います。

○ 相談事例 5 面会時間が短いことについて（滝川保健所）

質疑応答（有）

委員）最近までクラスター出たからね。各施設で完全にフリーにして面会時間を延ばすということは、なかなか難しいんじゃないかと思います。今インフルエンザも流行っていますし、これは病院で決めたことなので、保健所で何とかという話ではないと思うんですけども、その施設がクラスターとか感染のリスクを踏まえた対応なので、うちらで考えることではないと思います。

○ 相談事例 6 入院費用の請求について（千歳保健所）

質疑応答（有）

委員）それこそ病院と本人とで相談してもらって、病院の方も結構、未払いのままずっと払ってもらえない方が結構いますけど、病院の方はなかなか難しいんですね。回収すると言って強引にするわけにはいかないし、どっかで訴えてやると言うわけにもいかないし、ただお願いしますと言うだけなんで。それこそ弁護士会とかに行って、そういう解決の方に持って行って相談した方がいいと思いますけど。

○ 相談事例 7 医療費の請求額について（倶知安保健所）

質疑応答（有）

委員）推測するに、月 1 回取れる管理料であるとか指導料であるとかがあるんですけど、そういう月 1 回取れるものを初診のときに全てを取ると高額になったりすることがあるので、例えば 2 回 3 回と月内で受診された場合にはそれを分けて取ろうとか思っていたんじゃないかな、というようなことが推測されます。

委員）それにしても取れるものを取っただけなんで問題ないと思うんですけども。

○ 相談事例 8 施術所の治療に係る医師の同意書について（深川保健所）

質疑応答（有）

委員) 整形の先生が治療していて、リハビリがあったり、音波療法とかがあったりしていて、そこに針がかかるとダブルになってしまって(保険が)切られることがあるんですね。

要するに針灸をやるということは、今やっている治療がもうあまり効果がなかったり、ほかに治療の方法もない、ですから針灸をやってもらっている。ということは一回離れないとダメなんですよ。基本的に。

その辺で基本的には、同意書は医者がこっちの病気に対してその針灸しか効果がないだろうと認めたときだけ同意書を書いていくということだと思います。

(5) その他

ア 事務局から資料3「医療機能情報提供制度について」により説明(石川係長)

イ 質疑応答(有)

委員) 北海道医療機能情報システムというのは、もうなくなるんですね。

事務局) はい。3月で終わる形になります。報告は以前入力していただいた内容から更新した内容を新たに入力していただければと思います。

以上